

千葉県動物愛護推進員と
猫の困ったにゃ～を
考える



(ふっつ)

2 2 にゃんとも
相談室

2024.11 vol.7

令和の猫 の飼い方

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」（平成27年4月1日施行）で、飼い猫の屋内飼育について努力義務（第十三条）と定められています。

1

猫は、完全室内飼育



猫にとって、屋外は交通事故や感染症、猫同士のケンカなど危険がいっぱいです。また、糞尿などが他人の迷惑となって、近隣トラブルに発展することもあります。猫を屋内で飼えばこれらのことを防ぐことができます。猫の習性をよく理解し、環境を整えれば、屋内飼育は十分可能です。

2

猫は、不妊去勢手術をする



猫は交尾をするとほぼ100%妊娠します。不妊去勢手術をせずに飼育すると一年間に何回も出産することが可能で、1組のオスとメスがいれば何十頭にも増えてしまう可能性があります。また万が一屋外へ脱走した場合、異性の匂いにひかれて遠くまで移動してしまう可能性があります。

3

猫は、首輪（迷子札）、マイクロチップを



室内で飼育している場合であっても、窓やドアの隙間から脱走したり、突然の災害で窓が割れるなどして行方不明になることがあります。万が一のために、身元表示をして飼い主がわかるようにしておきましょう。

4

猫は、終生飼育を



動物を飼うことは、責任がともないます。「かわいい」だけでは責任ある飼い主とは言えません。動物は最後まで責任をもって飼いましょう。万が一、病気や入院など、飼育が続けられなくなったときのために引き取り先を探しておくことも、飼い主の責任の一つです。